

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 26 年 4 月 9 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ピアゴ豊郷店 犬上郡豊郷町大字高野瀬字下池田 197 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
戸田年夫 犬上郡豊郷町大字高野瀬 584 番地の 3
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前 10 時から午後 9 時 年 90
日は午前 9 時から午後 9 時
来客が駐車場を利用できる時間帯 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分 年 90 日は午前 8 時 30 分から
午後 9 時 30 分
 - (2) 変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時
来客が駐車場を利用できる時間帯 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分
- 4 変更年月日 平成 26 年 4 月 21 日
- 5 変更の理由 お客様の買物利便性の向上のため。
- 6 届出年月日 平成 26 年 3 月 25 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑 375 番地
彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号
愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町愛知川 72 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 26 年 4 月 9 日から平成 26 年 8 月 11 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 26 年 8 月 11 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1